

浦安市奨学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市奨学資金貸付条例(昭和56年条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学資金貸付審査委員会)

第2条 条例第4条に規定する浦安市奨学資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(申請手続)

第4条 条例第7条第1項の規定により奨学資金の貸付けの申請をしようとする者は、浦安市奨学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在学する学校又は出身学校の長の推薦書(別記第2号様式)

(2) 成績証明書

(3) 入学決定を証する書類

(4) 住民票の写し又はこれに代わるべき書類

(5) 収入を証する書類

(連帯保証人の資格)

第5条 連帯保証人は、2人とし、身元が確実であつて独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 奨学資金の貸付けを受けようとし、又は受けている者が未成年である場合において、親権者又は後見人があるときは、前項の連帯保証人のうち1人は、当該親権者又は後見人でなければならない。

(貸付けの可否の決定通知)

第6条 条例第7条第2項に規定する通知は、浦安市奨学資金貸付可否決定通知書(別記第3号様式)によるものとする。

(誓約書等の提出)

第7条 条例第7条第2項の規定による奨学資金の貸付の決定通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第4号様式)

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 連帯保証人の住民票の写し(連帯保証人が親権者又は後見人以外の者であつて、本市以外に在住しているものである場合に限る。)

(修学金の交付)

第8条 修学金は、当該月分を本人に交付する。ただし、市長において必要と認めたときは、1月分以上を合わせて交付することができる。

(届出の義務)

第9条 奨学生又は借受人が、次の各号の一に該当するときは、奨学生・借受人身分異動届(別記第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 修学金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受け、又は当該処分を解かれたとき。
- (4) 休学し、又は復学したとき。
- (5) 引き続き1か月以上欠席したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあつたとき。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、入学準備金の貸付けが終了したときは、速やかに浦安市奨学資金借用証書(別記第6—1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、修学金の貸付けが終了したときは、速やかに浦安市奨学資金借用証書(別記第6—2号様式)を市長に提出しなければならない。

(奨学資金返還計画書の提出)

第10条の2 奨学生は、条例第6条第1項に規定する貸付期間終了後、速やかに奨学資金返還計画書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第11条 条例第11条の規定により奨学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、浦安市奨学資金返還免除申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 条例第12条の規定により奨学資金の返還の猶予を受けようとする者は、浦安市奨学資金返還猶予申請書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第13条 奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は、速やかに死亡届(別記第9号様式)に死亡診断書又は戸籍抄本を添え、市長に提出しなければならない。

(借用証書等提出済の場合)

催 告 書

平成 23 年 9 月 ● 日

借 受 人 浦安 一郎 様
連帯保証人 浦安 次郎 様
連帯保証人 浦安 三郎 様

〒104-0061

東京都中央区銀座 4-10-3

セントラルビル 8 階

ライツ法律特許事務所

浦安市代理人

弁 護 士 西 尾 政 行

謹啓、貴殿らにおかれましては益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

さて、当職は、この度、浦安市から、同市の奨学資金貸付金の回収を委任された代理人弁護士です。

ご存知のとおり、浦安市は、浦安一郎殿を借受人、浦安次郎殿及び浦安三郎殿を連帯保証人として、平成 19 年 3 月 31 日までの間に、奨学資金として合計金 288,000 円を貸し付けました。

なお、奨学資金の返済は、学校の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の 6 か月後から 10 年以内に、月賦、半年賦、年賦のいずれかの均等払いにより返還しなければならないこととされています(浦安市奨学資金貸付条例第 10 条本文)。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額につき、年 14.5 パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならないとされています(同条例第 14 条第 1 項)。

本件においては、貸付終了後、借受人である浦安一郎殿が浦安市に対し、上記奨学資金借入金を下記のとおり返済する旨約束されています。

記

返済期間 平成 21 年 7 月から平成 25 年 12 月まで毎年 7 月 12 月末日

返済額 金 30,000 円 (ただし、最終月は金 18,000 円)

しかしながら、上記奨学資金については、これまで返済がなく、平成 23 年 9 月 1 日現在、金 150,000 円が滞納となっております(なお、今後の償還予定額は金 138,000

円です。)

つきましては、平成 23 年 9 月 15 日（木）までに、同封の納付書により滞納額金 150,000 円をお支払ください。なお、延滞利息については、上記滞納額が完済された後にお支払いいただくこととなりますので、その旨申し添えます。

【納付相談】

何らかの事情により前記期日までに滞納金全額のお支払いができない場合には、「納付相談」にお越し願います。当職（ないしは浦安市から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談」の詳細については別紙「納付相談のご案内」をご覧ください。

【訴訟提起の予告】

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還等請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

【連絡先】

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
浦安市教育委員会教育総務部教育総務課
TEL047(351)1111 内線 12●●

受付時間：土日祝日年末年始を除く 8 時 30 分～17 時

敬具

(借用証書等未提出の場合)

催 告 書

平成 23 年 9 月●日

借 受 人 浦安 太郎 様
連帯保証人 浦安 花子 様

〒104-0061

東京都中央区銀座 4-10-3

セントラルビル 8 階

ライツ法律特許事務所

浦安市代理人

弁 護 士 西 尾 政 行

謹啓、貴殿らにおかれましては益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

さて、当職は、この度、浦安市から、同市の奨学資金貸付金の回収を委任された代理人弁護士です。

ご存知のとおり、浦安市は、浦安太郎殿を借受人、浦安花子殿を連帯保証人として、平成 14 年 3 月までの間に、奨学資金として合計金 244,000 円を貸し付けました。

奨学生は、奨学資金の貸付が終了したときは、速やかに借用証書及び返還計画書を市長に提出しなければならないこととされています（浦安市奨学資金貸付条例施行規則第 10 条及び第 10 条の 2）。

また、奨学資金の返済は、学校の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の 6 か月後から 10 年以内に、月賦、半年賦、年賦のいずれかの均等払いにより返還しなければならないこととされており（浦安市奨学資金貸付条例第 10 条）、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額につき、年 14.5 パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならないとされています（同条例第 14 条第 1 項）。

しかしながら、貴殿らは、上記貸付が終了しているにもかかわらず、いまだ上記借用証書及び返還計画書を提出しておらず、かつ、奨学資金の返済も全くありません。

上記浦安市奨学資金貸付条例第 10 条の規定によれば、貴殿らは、浦安市に対し、本日現在、少なくとも以下の金額の支払を怠っていることとなります。

平成 17 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
平成 18 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
平成 19 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
平成 20 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
平成 21 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
平成 22 年 9 月末日までに返済すべき金額 金 24,400 円
滞納額合計 金 146,400 円

つきましては、平成 23 年 9 月 15 日（木）までに、同封の納付書により上記滞納額 146,400 円をお支払いただくとともに、添付の借用証書及び返還計画書に必要事項を記入の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、延滞利息については、上記滞納額が完済された後にお支払いいただくこととなりますので、その旨申し添えます。

【納付相談】

何らかの事情により前記期日までに滞納金全額のお支払いができない場合には、「納付相談」にお越し願います。当職（ないしは浦安市から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談」の詳細については別紙「納付相談のご案内」をご覧ください。

【訴訟提起の予告】

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還等請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

【連絡先】

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
浦安市教育委員会教育総務部教育総務課
Tel.047(351)1111 内線 12●●

受付時間：土日祝日年末年始を除く 8 時 30 分～17 時

敬具

訴 状

原告 浦安市

被告 浦安太郎 外 2 名

平成 2 4 年 1 月 2 4 日

市川簡易裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 西 尾 政 行

同 弁護士 中 谷 ゆかり

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

奨学資金貸付金返還等請求事件

訴訟物の価額 金 3 6 0 , 4 5 4 円

貼用印紙額 金 4 , 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金 3 2 3 , 5 2 5 円及び内金 2 5 8 , 0 0 0 円に対する平成 2 4 年 1 月 1 日から支払済みに至るまで年 1 4 . 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して平成 2 4 年 1 月から同 2 5 年 5 月まで毎月末日限り金 6 , 0 0 0 円及び平成 2 5 年 6 月末日限り金 4 , 0 0 0 円を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 奨学資金の貸付

原告は、被告浦安太郎（以下、「被告太郎」という。）に対し、浦安市奨学資金貸付条例（甲第1号証。以下、「条例」という。）及び同施行規則（甲第2号証。以下、「施行規則」という。）に基づき、奨学金として、下記のとおり金員を貸し付けた（甲第3、4号証。以下、「本件契約」という。）。

記

| | |
|-------|---------------------|
| 貸付年月 | 平成15年4月から平成17年3月まで |
| 貸付金額 | 合計金388,000円 |
| 利息 | なし（条例第5条2項） |
| 遅延損害金 | 年率14.5パーセント（条例第14条） |

2 連帯保証

被告浦安次郎（以下、「被告次郎」という。）及び被告浦安三郎（以下、「被告三郎」という。）は、原告に対し、平成20年1月22日、本件契約に基づき被告聖也が原告に対して負担する一切の債務について、連帯保証する旨を約した（甲第3号証）。

3 本件貸付金の返済

条例第10条は、奨学金の返還について、「奨学生であった者（以下、「借受人」という。）は、学校等の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の6月後から10年以内に、借り受けた奨学資金を月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により、返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。」と規定している（甲第1号証）。

被告らは、原告に対し、本件貸付金全額を受領した後、本件貸付金の弁済につき、平成20年2月から同25年6月まで、毎月末日

限り金6,000円を支払うこと(月賦)を約束したが(甲第5号証),被告らは現在に至るまで金24,000円を返済したにすぎない(甲第6号証)。なお、平成23年11月末日までの確定遅延損害金は金62,424円である(甲第7号証)。

- 4 また、被告らは、平成20年5月26日に18,000円を返済して以降、現在に至るまでまったく支払いをしていない(甲第6号証)。

よって、将来返還期限が到来する分割支払金についても、あらかじめ請求しておく必要がある。将来請求金額は金112,000円である。

- 5 以上のとおり、原告は、被告太郎に対しては本件契約に基づき、被告次郎及び被告三郎に対しては上記連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の金員の連帯支払を求める。

証 拠 方 法

| | |
|-------|-----------------|
| 甲第1号証 | 浦安市奨学資金貸付条例 |
| 甲第2号証 | 浦安市奨学資金貸付条例施行規則 |
| 甲第3号証 | 浦安市奨学資金借用証書 |
| 甲第4号証 | 貸付台帳 |
| 甲第5号証 | 奨学資金返還計画書 |
| 甲第6号証 | 償還台帳 |
| 甲第7号証 | 延滞金計算表 |

附 属 書 類

| | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 3通 |
| 2 | 甲号証写し | 各4通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

(当事者目録は省略)

平成24年(ハ)第123号

原告 浦安市

被告

和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、本件債務として、次のとおりの連帯支払義務を負っていることを確認する。
 - (1) 残元金 金36万4000円
 - (2) 確定遅延損害金 金7万5848円
 - (3) 上記残元金のうち25万8000円に対する平成24年4月11日から支払済まで年14.5%の割合による遅延損害金
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員のうち(1)及び(2)の合計金43万9848円を次のとおり分割して、持参又は送金して支払う。
 - (1) 平成24年4月末日限り、金28万2000円
 - (2) 平成24年5月から同25年4月まで、毎月末日限り、金1万2000円ずつ
 - (3) 平成25年5月末日限り、金1万3848円
- 3 被告らが前項(1)の金員の支払を怠ったとき、または前項(2)の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金2万4000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して第1項の金員から既払額を控除した残額を即時に支払う。
- 4 被告らが期限の利益を失うことなく、第2項の分割金の支払いを完了したときは、原告は、被告らに対し、第1項のその余の支払義務を免除する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 当事者双方は、本件に関し、本条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

浦安市 奨学資金貸付金 回収額等内訳

1. 平成23年度

| 債権名 | 委任件数 | 委託料 | | | 委任滞納額 | 23年度 回収額 | 24年度以降 回収予定額 | 訴訟(訴額) 件数 |
|---------|------|---------|---------|---------|-----------|------------------|------------------|------------------|
| | | 着手金 | その他経費 | 合計 | | | | |
| 奨学資金貸付金 | 24件 | 756,000 | 137,340 | 893,340 | 9,898,871 | 1,238,257 14件 | 8,660,614 24件 | 3,729,479円 9件 |

2. 平成22年度

| 債権名 | 委任件数 | 委託料 | | | 委任滞納額 | 22年度 回収額 | 23年度以降 回収予定額 | 訴訟(訴額) 件数 |
|---------|------|-----------|---------|-----------|------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | 着手金 | その他経費 | 合計 | | | | |
| 奨学資金貸付金 | 32件 | 1,008,000 | 128,000 | 1,136,000 | 12,232,812 | 1,660,000 2件 | 1,986,800 5件 | 1,946,844円 5件 |

3. 平成21年度分

| 債権名 | 委任件数 | 委託料 | | | 委任滞納額 | 21年度 回収額 | 22年度以降 回収予定額 | 訴訟(訴額) 件数 |
|---------|------|---------|---------|-----------|------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 着手金 | その他経費 | 合計 | | | | |
| 奨学資金貸付金 | 41件 | 861,000 | 173,010 | 1,034,010 | 19,362,000 | 1,131,600 16件 | 10,569,400 22件 | 2,805,200円 6件 |

4. 平成20年度分

| 債権名 | 委任件数 | 委託料 | | | 委任滞納額 | 20年度 回収額 | 21年度以降 回収予定額 | 訴訟(訴額) 件数 |
|---------|------|---------|--------|---------|-----------|---------------|------------------|------------------|
| | | 着手金 | その他経費 | 合計 | | | | |
| 奨学資金貸付金 | 27件 | 283,500 | 81,070 | 364,570 | 8,010,500 | 702,000 9件 | 4,236,700 16件 | 1,335,000円 3件 |

資料14

仮合意書

A区（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、乙が甲から借り受けている区営住宅（A区●●8-9-2 ●●八丁目アパート2-202。以下、「本件区営住宅」という。）の使用料等の償還について、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、本件区営住宅の平成22年7月分までの使用料及び共益費につき、本日現在、以下のとおりの金員を滞納していることを認める。

使用料 金92万2000円
共益費 7800円

第2条 乙は、甲に対し、前条の債務の合計金92万9800円を、下記のとおり分割して支払う。なお、弁済金の充当は甲が適宜指定できるものとする。

記

平成22年10月から同23年9月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ
平成23年10月から同25年7月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ
平成25年8月末日限り、金2万9800円

第3条 次のいずれかの事由が生じたときは、乙は当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。

- (1) 乙が、第2条による分割金の支払を怠り、その額が金4万円（ただし、平成23年10月以降は金6万円）に達したとき
- (2) 甲が本件合意内容について申し立てる訴え提起前の和解手続において、乙が裁判所に出頭せず、その他同手続に協力しないとき

第4条 甲は、本合意書記載の条項を和解内容とする訴え提起前の和解を東京簡易裁判所に申し立てるものとし、乙は同手続に協力する。

平成23年8月20日

(甲) A区代理人
東京都港区虎ノ門一丁目2番10号虎ノ門桜田通ビル9階
法律特許事務所イオタ
弁護士 西尾政行

(乙) 住所

氏名

申立人 A 区

和解条項

第1条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月12日現在、申立人から借り受けている別紙物件目録記載の建物（以下、「本件建物」という。）の使用料及び共益費につき、以下のとおり滞納していることを認める。

使用料 金98万0200円

共益費 金8700円

第2条 相手方は、申立人に対し、前条の債務の合計金98万8900円を、下記のとおり分割して支払う。なお、弁済金の充当は申立人が適宜指定できるものとする。

記

- (1) 平成22年11月から同23年10月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ
- (2) 平成23年11月から同25年10月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ
- (3) 平成25年11月末日限り、金2万8900円

第3条 相手方が前条による分割金の支払いを怠り、その滞納額が金4万円（ただし、平成23年11月以降は金6万円）に達したときは、相手方は当然に期限の利益を失い、申立人に対し、第1条の金員から既払金を控除した残金を直ちに一括して支払う。なお、この場合の既払金には、次条に定める使用料及び共益費を含まない。

第4条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月13日以降、相手方が本件建物の使用を継続している間、毎月末日限り、**A**区営住宅管理条例及び**A**区営住宅管理条例施行規則に基づいて算出された使用料及び共益費を支払うものとする。ただし、次条に定めるところにより、相手方が本件建物の使用許可を取り消す旨の通知を受領したときは、この限りではない。

第5条 相手方に次に定める事由が発生したときは、申立人は、相手方に対し、何

らの催告を要しないで、本件建物の使用の承認を取り消し、本件建物の明渡しを請求することができる。

- (1) 第3条により期限の利益を喪失したとき。
- (2) 前条の使用料及び共益費の支払いを3ヶ月分以上怠ったとき。
- (3) 前2号のほか、**A**区住宅管理条例第21条第1項に規定する各事由のいずれかが生じたとき

第6条 前条により申立人が本件建物の明渡しを請求したときは、相手方は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

第7条 申立人が前条の明渡請求をしたにもかかわらず、相手方が本件建物の占有を継続するときは、相手方は、申立人に対し、相手方が明渡請求を受けた日の翌日から本件建物の明渡し済みまで、毎月末日までに、使用損害金として、年度毎に申立人が**A**区住宅管理条例第21条第5項に基づいて算出する金額を支払うものとする。

第8条 相手方が本件建物を退去した後に本件建物に残置物があるときは、申立人は相手方が当該残置物についての所有権その他の権利を放棄したものとみなすとともに、申立人において当該残置物を適宜処分することができるものとする。

第9条 申立人と相手方との間の使用関係に関し、本和解条項に定めのない事項は、**A**区住宅管理条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

第10条 和解費用は各自の負担とする。

以上